

介護保険サービスを受けるには

問 健康長寿課 (☎87・0808)



急速な高齢社会への移行とともに、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。

そこで、40歳以上のかた全員が被保険者（加入者）となつて、保険料を負担し、老後の安心を社会全体で支える社会保険制度が、介護保険制度です。（介護保険料については「暮らしのガイドブック」38ページ参照）

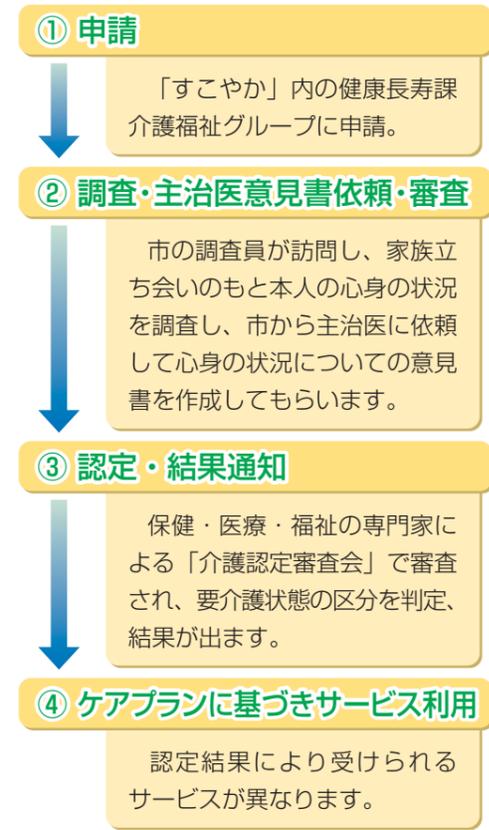
利用できるかたは

65歳以上のかた
介護が必要となったときに、介護サービスが利用できます。

40歳から64歳までのかた
老化に起因する特定の疾病によって介護が必要になったときに限り、介護サービスが利用できます。

※介護保険によるサービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります（左図）

申請から認定までの流れ



認定区分

申請から認定までは、30日以内に行われます。認定区分には「非該当」「要支援1～2」「要介護1～5」の8段階があり、区分によって利用できるサービスが異なっています。

【非該当】

介護保険の対象にはなりません。

【要支援1～2】

介護予防サービスを利用することができます。市の地域包括支援センターの職員などがケアプランを作成し、サービス利用のお手伝いをします。

【要介護1～5】

在宅サービスと施設サービスが受けられます。

※在宅サービスを利用される場合は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成し、サービス利用のお手伝いをします

※施設入所希望のかたは、直接施設へ申し込んでください

サービス内容

在宅サービスのご紹介

※ケアプランが必要です

■訪問サービス
訪問介護（介護予防訪問介護）
ホームヘルパーにより、入浴、排泄、食事などの身の回りの世話が受けられます。

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

入浴車により、入浴の介護が受けられます。

訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などにより、療養上の世話や必要な診療の補助が受けられます。

訪問リハビリテーション

（介護予防訪問リハビリテーション）
理学療法士や作業療法士などにより、必要なりハビリが受けられます。

居宅療養管理指導

（介護予防居宅療養管理指導）
医師や歯科医師、薬剤師などにより、療養上の管理や指導が受けられます。

通所サービス

■通所介護（介護予防通所介護）
施設やデイサービスセンターなどに通って入浴や食事などの日常生活の世話、機能訓練などが受けられます。

■通所リハビリテーション
（介護予防通所リハビリテーション）
施設に通って必要なりハビリが受けられます。

短期入所生活介護

■施設へ短期間入所
施設に短期間入所して、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

短期入所療養介護

（介護予防短期入所療養介護）
施設に短期間入所して、看護や医療上の世話などが受けられます。

福祉用具の貸与・購入

歩行器や杖などを借りたり、ポータブルトイレなどを購入したりする費用の一部が支給されます。

住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費用の一部が支給されます。

施設サービスのご紹介

※直接施設へ申し込みます

■介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）
介護などの日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

■介護老人保健施設
機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話が受けられます。

介護療養型医療施設

長期療養の必要なかつたが日常生活上の世話や機能訓練、必要な医療などが受けられます。

地域密着型サービスのご紹介

※制度改正によりできた新しいタイプの介護保険のサービスです

認知症対応型共同生活介護

（グループホーム）

認知症のかたが、少数で共同生活をしながら家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練が受けられます。

認知症対応型通所介護

認知症のかたが、日帰りでデイサービスなどに通い、機能訓練などが受けられます。

小規模多機能型居宅介護

「通い」、「訪問」、「泊り」を組み合わせることで、事業所で受けることができ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練が受けられます。

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回し、24時間体制で訪問サービスが受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設

自宅介護できないかたを対象として、定員30人未満の小規模な施設で介護が受けられます。

地域密着型特定施設

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームで、食事や入浴などの介護が受けられます。

※そのほか、有料老人ホームなどでも介護保険のサービスが受けられます

※地域密着型サービス事業所は市が指定します

※訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設は、現在勝山市内にはありません

認知症について 正しく理解しましょう

● 認知症は脳の病気です

認知症の原因となる病気はたくさんありますが、そのほとんどが、「アルツハイマー」と「脳血管障害」となっています。

さらに、身体的、精神的、環境的なことが、間接要因となることもあります。

● 認知症のかたは 不安でいっぱい

認知症のかたは、自分でも理解できないさまざまな症状に不安を抱えながらも、自分らしく尊厳をもって暮らしたいと思っています。

- ① 不安と緊張
- ② 焦り、混乱、心身の動揺
- ③ 周囲の刺激による混乱
- ④ 身体の不快による混乱
- ⑤ 自己が失われることへの恐怖
- ⑥ 記憶の乱れ

● 認知症のかたと接する時は

- 認知症のかたの気持ちや感情の動きを感じとって接するようにしましょう。
- 自尊心を大切にし、誇りが保てるような言葉かけを
- 認知症の人のペースに合わせる
- できることまで手を出さないようにする
- 過去の記憶を大切にしながら、過去の話を大切に話してあげる
- 一度に2つ以上のことを言わず短い言葉で具体的に話す
- 叱る、禁止する、説得は逆効果



愛の家グループホーム勝山荒土 (☎89-3880)

勝山市内では、認知症に対応する介護保険のサービス事業所として、北部中学校下に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）ができました。